

議題事項

警察署協議会委員のうち、任期が令和6年3月31日をもって満了する委員について、再任または新たな委員の選任を行い、令和6年4月1日付けで委嘱する。

1 委嘱期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2 委嘱委員数

9警察署の委員（高松北、高松南、丸亀警察署を除く。） 21人

・新規委員3人（男性2人、女性1人）

・再任委員18人

3期目16人（男性7人、女性9人）

2期目2人（女性2人）

協議会名	委員数	協議会名	委員数
東かがわ	2 (1)	高松西	2
さぬき	3 (2)	琴平	2 (2)
高松東	2 (1)	三豊	2 (1)
小豆	5 (3)	観音寺	2 (1)
坂出	1 (1)	計	21 (12)

※（ ）は女性で内数

3 委員の選任要領

- 各警察署長からの推薦を受けた委員候補者の中から、居住地域、職域（組織）及び年齢層に偏りが生じないよう選任
- 再任（2回まで可能）の承諾が得られた委員については、特段の事情がない限り選任

4 今後の予定

(1) 委員の氏名の公告

令和6年4月1日、警察署ごとに委嘱された委員の氏名を公告

(2) 委嘱状の交付

- ・新規委嘱委員については公安委員会において委嘱式を開催予定
- ・再任委員については各警察署長により交付予定

議題事項

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部について所要の改正を行う。

1 改正理由

令和6年度の組織改正については、運営重点に掲げる「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進」、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」に基づき、各種課題に対応するため組織の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 「外事課」の新設（第7条第1項第2号、第31条の2）

経済安全保障の確保、対日有害活動対策等を強化するため、外事対策室を公安課から独立させ、警備部に「外事課」を新設

(2) 「生活安全企画課」、「人身安全・少年課」及び「生活安全捜査課」の所掌事務の変更（第15条、第16条、第17条）

香川県迷惑行為等防止条例の施行に関する事務を生活安全企画課、同条例に規定する違反の取締りに関する事務を生活安全捜査課に移管

(3) 所掌事務の変更（第31条、第32条）

外事課の新設に伴い、公安課、警備課の所掌事務を変更

(4) 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正（附則第2項）

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）に定める

香川県公安委員会が指定する警視以上の者に警備部外事課の警視以上の階級にある者を追加

3 改正案

香川県警察組織規則の一部を改正する規則（案）のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

報告事項

令和5年度に香川県警察が実施した会計監査の実施結果について、会計の監査に関する規則の規定により報告する。

1 令和5年度に実施した会計監査

(1) 重点項目

捜査費、旅費及び契約に係る事務処理状況並びに支出等関係文書の管理状況

(2) 対象年度

令和5年度（受監日前日まで）及び令和4年度（令和4年10月以降）

(3) 実施期間

令和5年9月27日から同年10月31日までの間

(4) 対象所属

全43所属（警察本部31所属及び12警察署）

(5) 実施者

警察本部長、警務部長、会計課長等

(6) 実施方法

対面監査、書面監査、物品確認等

(7) 実施結果

捜査費の取扱いに係る対面監査については、概ね良好であった。

会計経理の書面監査では、一部改善を要する事項について、口頭指導により速やかに是正又は改善させた。

2 根拠規定

(1) 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条

(2) 香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令（平成16年香川県警察本部訓令第9号）第5条第2項

3 令和6年度の実施予定

令和6年度に香川県警察が実施する会計監査については、令和5年度の監査結果等を踏まえ、捜査費、旅費、契約及び収入調定事務を重点的に実施する予定

報告事項

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則に基づき、令和6年度監察実施計画を作成したので報告する。

1 監察の時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

2 実施者

本部長

3 監察の種別

業務監察及び服務監察

4 監察の実施項目・細目

項目 種別	監 察 項 目 ・ 細 目 (通年)		対象所属
業 務	警 務 部	現場執行力向上のための教養・訓練の推進状況 ・より高い判断能力や実務能力を身に付けるための教養・訓練の取組状況 ・受傷事故防止に資する術科訓練の取組状況	全警察署
	生活安全部	サイバー空間の脅威に関する諸対策の推進状況 ・通報、相談受理時の対応状況及び捜査の推進状況 ・サイバー捜査用資機材の管理・運用状況 ・被害防止対策の推進状況	
	地 域 課	地域警察における的確かつ実質的な業務の管理状況 ・基本的勤務規律の確立状況 ・若手を中心とした地域警察官の現場執行力強化に向けた取組状況 ・捜査資料を含めた文書、情報の適正な管理状況 ・幹部による指導教養状況 ・装備品・給貸与品等の適正な運用と保管管理状況	
	刑 事 部	適正な捜査資料の保管・管理と情報漏洩防止の推進状況 ・捜査資料の適正な保管・管理及び情報漏洩防止状況 ・電磁的記録媒体の適正な保管・管理状況	
	交 通 部	交通指導取締り要領に関する教養及び交通切符等の管理業務の推進状況 ・指導教養の実施状況 ・交通切符等の管理状況	
	警 備 部	テロ等重大事案の未然防止に向けた取組状況 ・ローン・オフエンダー等に対する情報収集及び対策状況 ・諸情勢に的確に対応した警護の推進状況	
服 務 (術科)	非違事案防止対策の推進及び各種事故防止対策の取組状況		全所属
	職員の指導・支援の実施状況		
	ハラスメント防止対策の推進状況		
	通常点検、術科訓練（半期毎に6署実施）		

報告事項

**令和5年中に県警察が認知した人身安全関連事案（ストーカー、DV、児童虐待）については、ストーカー事案が96件（前年比-36件）と減少したが、DV事案が540件（同+36件）、児童虐待事案が810件（同+139件）と増加した。
行方不明事案の受理件数は、863件（前年比+84件）と増加した。**

1 認知・検挙状況等（※令和5年の児童虐待関係の数値以外は暫定値）

(1) 認知・検挙等件数

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比	
ストーカー	認知	136	178	132	96	-36	
	検挙	ST法	20	21	18	14	-4
		その他	28	14	18	18	±0
	禁止命令	40	26	21	24	+3	
	(延長)	1	0	1	0	-1	
DV	認知	376	551	504	540	+36	
	検挙	DV法	3	1	0	1	+1
		その他	102	63	40	66	+26
	保護命令	30	14	16	23	+7	
児童虐待	認知	970	890	671	810	+139	
	検挙	64	71	35	53	+18	
	通告(人)	1,186	1,154	939	1,023	+84	
行方不明	受理	691	697	779	863	+84	

(2) ストーカー事案におけるストーカー規制法以外の検挙罪名

脅迫	住居侵入	銃刀法	リベンジポルノ	業務妨害	その他
3	3	2	1	1	8

(3) DV事案におけるDV防止法以外の検挙罪名

暴行	傷害	暴処法	脅迫	殺人未遂
36	23	4	2	1

(4) 児童虐待事案における虐待通告の種別

身体的	ネグレクト	心理的	性的
150	140	732	1

(5) 行方不明事案における男女・成人少年等の別

男性	女性	成人	少年	認知症
557	306	728	135	193

2 今後の対策

(1) ストーカー・DV

- ア 被害者等の保護の徹底
- イ ストーカー加害者に対する新たな施策への取組

(2) 児童虐待

- ア 虐待事案の早期把握と迅速、的確な組織的対応の徹底
- イ 関係機関との緊密な連携
- ウ 司法面接への適切な対応

(3) 行方不明

- ア 事件性を念頭に置いた行方不明者発見活動の徹底
- イ 早期発見に向けた迅速かつ的確な対応

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 琴電本町踏切周辺の渋滞対策として押ボタン式信号機の変更
- 通学路対策としての定周期式信号機の新設
- 必要性の低下した押ボタン式信号機の廃止

等、合計40か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

(1) 交通規制の新設・変更・廃止 [合計40か所（区間）]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
信号機	1	1	2	指定方向外進行禁止	0	1	3
一時停止	1	0	3	二段停止線	0	0	4
横断歩道	1	1	6	自転車横断帯	0	0	5
一方通行	1	0	0	駐車可	0	0	1
特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路	1	0	0	車両通行帯	0	1	0
特例特定小型原付・普通自転車歩道通行可	6	0	0	中央線変移	1	0	0

(2) 住居表示等の変更

信号機設置箇所等 12か所

2 主な交通規制

- (1) 琴電本町踏切周辺の渋滞対策として押ボタン式信号機の変更等
高松市丸の内ほか
- (2) 通学路対策として定周期式信号機の新設等
東かがわ市白鳥
- (3) 必要性の低下した押ボタン式信号機の廃止
東かがわ市松原